

市町村合併まであと1年

支所機能などが決定

平成17年2月1日の市町村合併まで、あと1年となりました。合併については、平成13年度から市町村長を中心に話し合いが重ねられてきました。

平成14年12月には「飛驒地域合併協議会」が設置され、これまで、4千を超える項目について協議が行われてきました。

今後は、協定書の調印などの手続きを経て合併をします。

1月19日に市役所で開かれた合併協議会で協議された主な調整方針は、次のとおりです。

現町村ごとに支所を設置

合併後は、現在の町村役場を支所とする。各支所には、原則として次の5つの課を置き、市民に身近な事務を処理するほか、イベントの実施や除雪の対応などに関して権限を持たせる。

- ▽地域振興課
- ▽市民福祉課
- ▽産業振興課
- ▽基盤整備課
- ▽教育振興課

また、地域の特性を生かす



あいさつをする土野市長

ため、支所ごと(現高山市を含む)に独自の事業が実施できるように「地域振興特別予算」を設ける。

農林畜産補助金は継続

継続審議となっていた農林畜産関係の補助金については、地域特性を生かす補助金として5年を限度に現在の範囲内で継続する。

消防は3分署と

4出張所を設置

高山市消防本部の設置に伴い、久々野・国府・上宝に分署、丹生川・清見・荘川・白川(事務受託)に出張所を置く。消防団は全市で一団に再編成する。

次の協議会は、2月20日(金)に文化会館で開催されます。問合せ 企画課

(☎35-3131)

申告準備はお早めに!

確定申告と市・県民税の申告相談は16日から

申告相談(市役所)は土曜日も受け付けます

平成15年分の所得税の確定申告の受け付けが、2月16日(月)から3月15日(月)まで行われます(土・日を除く)。

会場は、これまでの高山税務署から飛驒・世界生活文化センター(千島町)に変わります。税務署では、申告書等の提出は受けませんが、作成指導や相談業務は行いません。

会場へは、高山駅隣の濃飛バスセンター⑥番のりばから出る路線バスがご利用いただけます(片道200円)。

また、市・県民税の申告相談も、同じ期間、市役所地下の市民ホールで受け付けます。時間は、午前8時30分から午後5時



市役所は土曜日も相談を受け付けます

までです。土曜日も午前9時から午後4時まで開設します。日曜日は休みです。

申告期限が近づくと、窓口はたいへん混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。申告書は郵送でも受け付けます。申告書はコンピューターで読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

確定申告の必要な方

- ▽事業をしている方
- ▽不動産収入のある方
- ▽土地や建物を買った場合などで、平成15年中の所得が扶養控除などの控除金額の合計を超える方
- ▽給与所得者で、給与の収入が2千万円を超える方
- ▽給与所得や退職所得以外に20万円を超える所得がある方
- ▽2力以上から給与を受けている方

▽同族会社の役員などで、その同族会社から給与のほかに貸

付金利子、土地などの賃貸料を受けている方

申告すると所得税が戻る方

確定申告の必要がない給与所得者でも、次のいずれかに該当すると、払った所得税の一部が戻ることがあります。この還付申告は、現在受け付けをしています。

- ▽平成15年の中途に退職し、その後就職していない方
- ▽平成15年中に一定額を超える多額の医療費を支払われた方(保険金などで補てんされる金額を除いた医療費が10万円または総所得の5%のいずれか少ない金額を超える場合)
- ▽金融機関などから借り入れをして住宅を取得、または増築した方

納税は振替で還付金は振込で

納税は便利な口座振替をご利用ください。また、還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください(申告者本人名義に限ります)。

問合せ 高山税務署(☎32-18126) 税務課(☎35-3136)